

地方自治体・民間が保有するデータの 利活用のための仕組み

平成29年 8月 3日

総務省政策統括官（統計基準担当）



統計改革推進会議最終取りまとめ（抜粋）

地方自治体・民間が保有するデータの利活用のための仕組み

○各府省による提供の要請と統計委員会によるあっせん等

地方自治体や民間（公的性格を有する法人を含む。）が保有する各種データを用いることが、E B P Mの推進や正確で効率的な統計の作成、被調査者の負担軽減に寄与すると認められる場合には、各府省においてそれらのデータを利活用できるようにすることが有用である。このため、総務省は、3（1）①の統計関係法制の見直しと併せて、以下のような必要な制度・運用ルールの整備について検討する。

- ・各府省がデータ保有者に対し、その提供を要請するとともに、提供を受けたデータを保護する仕組み
- ・各府省の求めに応じ、統計委員会が、当該データに係る要請者、保有者その他の関係者の意見を聴いて検討し、要請者及び保有者に必要なあっせん等を行う仕組み

○利活用上の問題を集中的に解決するパイロット的な枠組等

各府省と地方自治体・民間の間における各種データの相互利活用については、現時点では一般的なルールはない。また、その推進は、個々に法令上の制約がある場合があること、偏りやノイズの程度等個々のデータの性質の違いが大きいこと、利活用のための研究主体やデータ形式の標準化・統一化の推進主体が確立していないこと等から、利活用を全般的に推進するだけでは十分ではない。

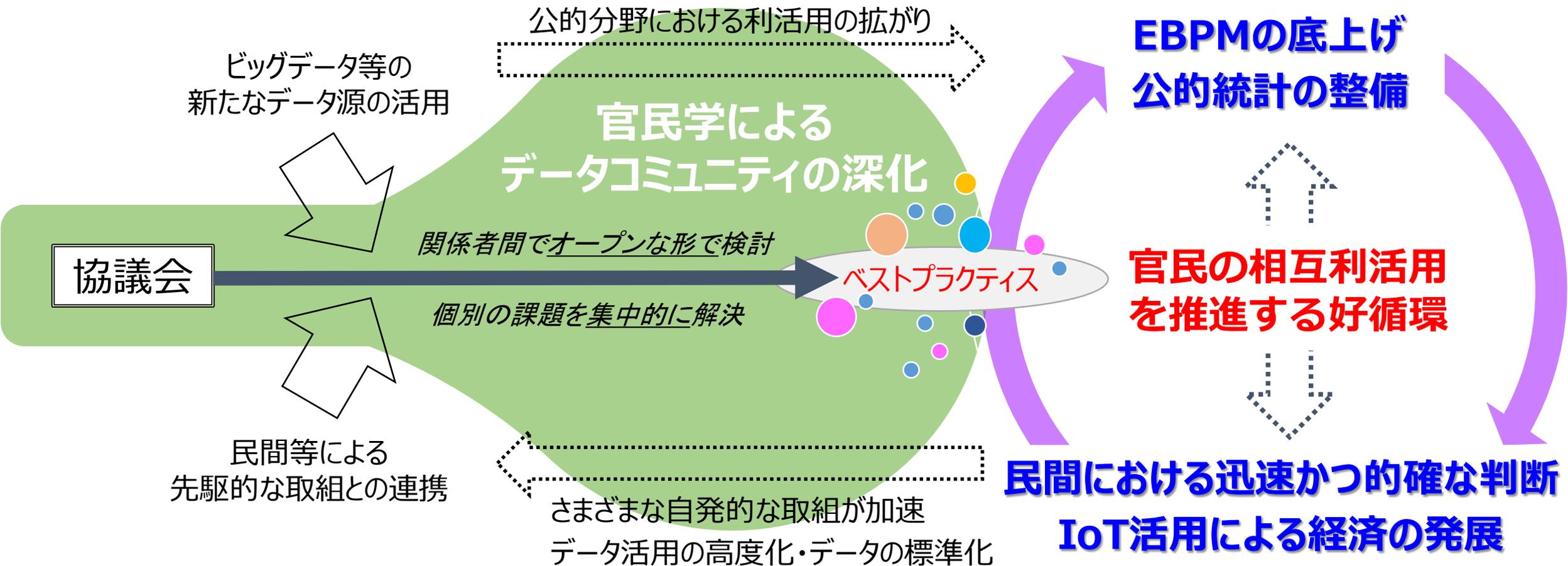
このため、ニーズが高いにもかかわらず、法制面・技術面等の課題により、利活用に至っていない各種データについて、優先度が高いものから、専門技術面も含めた関係者間の検討をオープンな形で個別的・集中的に行い、対応事例を積み重ねていくこととする。

具体的には、統計委員会が、E B P M推進委員会、各府省、地方自治体、民間等からの提案（（ア）に掲げる取組の結果、調整がつかなかったものを含む。）に基づき、利活用上の課題のある各種データの利活用について、専門技術を有する委員等及び関係者による協議会を設け、必要に応じて統計研究研修所やI C Tの専門家等の協力も得つつ、集中的に課題に対応するパイロット的な枠組を設けることとし、その具体的な内容について、年内を目途に結論を得るとともに、必要な制度・運用ルールの整備を行う。

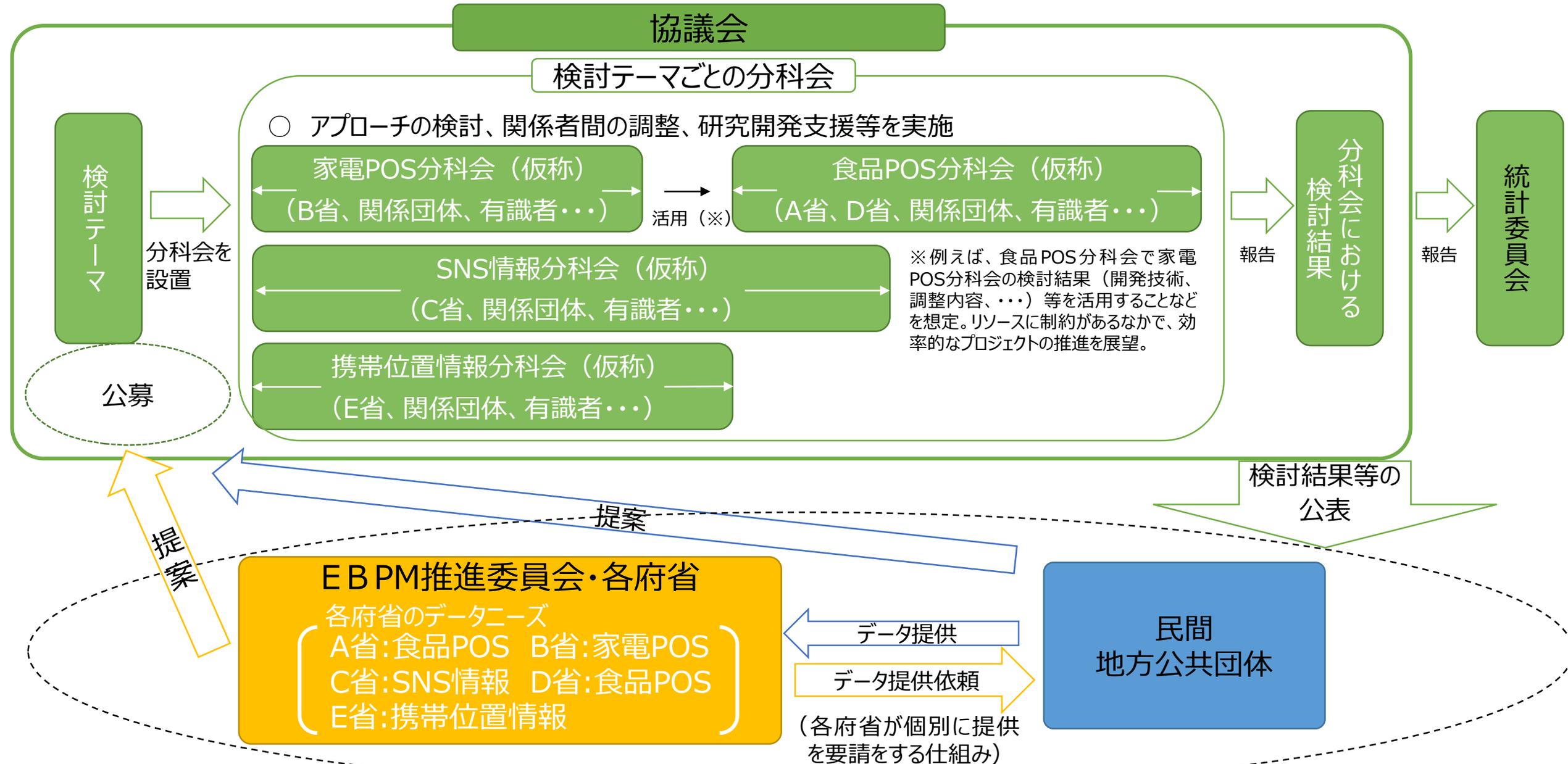
併せて、ニーズに応じて民間データを政府統計の分類コードに基づき変換し、それを民間等に還元する仕組みも検討する。

官民データの相互利活用にかかる推進イメージ（案）

- ◆ 統計委員会が設ける**協議会**で、官民データの相互利活用上の個別的な課題を集中的に解決。
- ◆ ビッグデータなどの新しいデータ源の活用や、民間等の先駆的な取組と連携しつつ、協議会がオープンな形で検討を進めることで官民学連携によるデータコミュニティの深化を促しながら、**ベストプラクティス**を見出し、**積み重ねていく**。
- ◆ ベストプラクティスの蓄積を通じて、EBPMの底上げや公的統計の整備を推進すると同時に、生み出された新たな公的統計やノウハウが再び社会に還元されることで、**官民双方におけるデータ利活用が全般的かつ加速度的に推進するような好循環**を企図。



利活用上の問題を集中的に解決するパイロット的な枠組（イメージ）（案）



枠組構築に当たっての論点等（案）

1. 協議会・分科会の在り方

- 全体の進捗管理等を常設の協議会が担いつつ、具体的な検討はテーマごとに必要に応じて分科会を設置することで、解決すべき課題の特性に応じた、効率的な検討を推進してはどうか。
- 統計委員会・協議会・分科会の三者の役割分担（例：統計委員会が受けた提案について、検討テーマを選定する主体、協議会・分科会における構成員の選任の主体等）をどう考えるか。
- 協議会や分科会の構成員をどう決定するか。

2. 官民相互のデータ利活用を推進する好循環を生み出すための基本的な考え方

- 民間等の積極的な参画を促すためのインセンティブとしてどのようなものが考えられるか（例：提供されたデータに公的な承認を与えることや、先駆的な取組に対する表彰制度等）。
- 継続的なデータ提供等を促すための工夫はないか（任意のデータ提供とした場合に制約や問題はないか、何らかのパートナーシップの締結は必要か等）。
- 検討結果や成果（生み出されたノウハウや統計技術を含む。）は、可能な限りオープンとし社会に還元することにより、民間等による自発的な取組やデータ活用の高度化を促すべきではないか。
- フォローアップ等をどのように行っていくか。

3. 今後の課題等

- 今後、検討すべき課題や論点は何か（例：検討テーマの選定方針・考え方、提供を受けたデータの保護や管理体制、分科会間の協力やノウハウ・技術の共有の仕組み、各府省による利活用が有用な民間等データの掘り起こし等）。